

# 水稲種子伝染性病害・イネばか苗病対策実施要領

令和3年12月21日 3農技第525号

## 1 趣 旨

水稲の種子伝染性病害であるイネばか苗病（以下「ばか苗病」という。）は、採種ほの審査で発生が確認された場合は不合格となり、水稲種子生産の上で最も重要な病害である。

本病害は、種子消毒の不徹底などにより主に育苗中に発生し、感染・発病苗の移植により本田に持ち込まれた場合は、罹病株からの孢子飛散による採種種子への汚染が危惧され、優良な種子を安定的に生産・供給するためには、ばか苗病の感染するリスクを回避することが重要である。

このため、県内の水稲種子産地において、ばか苗病の発生及び拡大を未然に防止するため本要領を定める。

## 2 県及び関係機関・関係者の役割

ばか苗病の発生防止を万全なものとするため、以下の役割により取組を行う。

- (1) 県は、本対策を推進するとともに、更なる効果的な対策技術を確立、並びにその技術の普及と啓発に努める。
- (2) (一社)長野県原種センター（以下「原種センター」という。）は、種子計画により優良な種子の安定的な供給に努める。
- (3) 全国農業協同組合連合会長野県本部（以下、「JA全農長野」という。）及び水稲採種に係る農業協同組合（以下「JA」という。）は、ばか苗病発生防止に係る種子生産者への啓発・支援に努める。
- (4) 種子生産者は、ばか苗病発生防止のための適正な栽培管理を行い、優良な種子の生産に努める。

## 3 発生防止対策

- (1) 県は、原種センター、JA全農長野と連携して採種ほ設置会議、並びに種子関係者研修会等、指導者に向けた研修と対策の周知を行う。
- (2) 県は、適切な種子消毒薬剤を別途指定し、種子生産者に対して種子消毒方法の普及指導を行う。また、農業試験場においては、薬剤耐性菌の出現等、現行の防除技術上の課題が生じることを想定し、新たな技術の開発に努める。
- (3) JAは県の農業農村支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して、種子生産者に対して種子消毒方法の普及指導や育苗ほ場並びに採種ほ場及び周辺ほ場の巡回指導等を行う。また、採種ほ場周辺の一般生産者に対しても、適切な種子消毒方法を周知し、ばか苗病の発生防止に協力を求める。
- (4) 種子生産者は、適切な種子消毒を実施するとともに、育苗中のばか苗病の発生について細心の注意を払う。万一、ばか苗病の発生が確認された場合は、直ちにJAに連絡するとともに発生した苗箱を適切に廃棄する。
- (5) 種子生産者は、種子生産工程チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）による点検、及び栽培履歴の記帳を行い、JAへ提出する。JAは原種センターとともに適正な栽培管理が行われていることを確認する。
- (6) 採種ほ場、または周辺ほ場でばか苗病の発生が確認された場合は、当該地域のJA、支援センターは、関係者に連絡し、状況を共有するとともに、対応を協議する。

#### 4 「特別対策地域」の指定並びに解除

- (1) 県（農業技術課）は、採種ほ場または周辺ほ場等でばか苗病の発生が確認され、かつ、その発生程度からみて、特別な対策を講じる必要があると認められた場合、当該地域（種子場）を「特別対策地域」に指定するとともに、支援センターを事務局とする以下の構成機関による対策チームの発足を指示するものとする。対策チームは「5 特別対策地域における対策」を実施するとともに対策の実施状況について県（農業技術課）へ報告するものとする。

構成機関：種子生産者、JA、支援センター、JA全農長野、原種センター、農業試験場、病害虫防除所、農業技術課専門技術員、その他市町村等必要と認められる機関

- (2) 対策を実施した結果、原則として複数年にわたり、本田でのばか苗病の発生が確認されず、かつ県（農業技術課）と協議し、問題がないと認められた場合には、県（農業技術課）は「特別対策地域」の指定を解除し、対策チームは解散する。

#### 5 特別対策地域における対策

- (1) 対策チームは、毎年度定期的に対策会議を開催し、効果的な対策について協議するとともに、対策の効果についての評価を実施するなど、必要に応じて対策内容を見直し、進捗管理を行う。
- (2) 対策チームは、ばか苗病の発生状況を把握し、対策に資するため、発生ほ場の位置及び発生程度を記録し、関係機関で共有する。
- (3) 対策チームは防除対策実施方針を定め、これに基づき、JA及び支援センターは対策指導会を実施する。また、周辺的一般ほ場の生産者に対する啓発、指導に努め、地域全体での取組となるよう協力を依頼する。
- (4) 種子生産者及びJAは、採種種子のばか苗病の感染を防止するために対策チームの協力を得て、「育苗調査」及び「採種ほ等全筆調査」（周辺ほ場等を含む）を以下により実施する。

##### ア 育苗調査

- (ア) 調査時期：葉齢2葉期以降～移植前
- (イ) 調査範囲：全種子生産者及び周辺一般生産者の育苗ほ
- (ウ) 調査結果の対応  
判別が困難な苗については、農業試験場により検定する。  
万が一、罹病苗が確認された場合は、その苗箱の単位で廃棄する。  
また、種子消毒等の経過を検証し、原因究明を行う。

##### イ 採種ほ等全筆調査

- (ア) 調査時期：移植1カ月後頃
- (イ) 調査範囲：原則として以下の範囲について調査するが、詳細は対策チームで協議する。

A：採種ほ

B：採種ほから100m以内の一般ほ場<sup>注)</sup>

C：採種ほから100m～200mの一般ほ場<sup>注)</sup>

注) 調査にあたっては、効率的に実施するため、以下のとおり行う。

A、B：1筆ごとに畦畔から行う。

C：確認すべきほ場に近づいて調査を行うが、物理的に確認が困難な場合や、山林に囲まれているほ場等は、調査の対象外とする。

- (ウ) 発病が認められた場合の対応  
種子生産者またはJAは、速やかに支援センターへ連絡する。その際、発生状況を記録する。

a 採種ほ場（A）において発病

- (a) 支援センターの種子審査員（以下「審査員」という。）が確認し、ほ場審査で不合格とする旨、JAを通じ種子生産者へ伝達する。また、発病株は抜き取ってほ場外に持ち出し、埋設するなど適正に処分するよう指導する。

- (b) 対策チームは種子生産者から提出のあったチェックリスト及び栽培履歴を解析し、対策チームで原因究明を行う。

b 一般ほ場（B・C）において発病

- (a) 審査員等は採種ほからの距離、発生状況を確認・記録し、JAに抜取の要請を行う。

- (b) JAは、発生ほ場の生産者に対して「（5）ほ場審査の事前調査」の前までに適正に処分するよう要請を行う。

(5) ほ場審査の事前調査

支援センターの審査員は、採種ほ場一次審査の実施前に採種部会役員、JAの同行のもと、採種ほ等全筆調査で発生が確認された一般ほ場におけるばか苗病の発生の有無を再確認する。

ア 調査時期：出穂期10日前頃（時期：7月下旬～8月上旬）

イ 調査範囲：採種ほ等全筆調査で発生が確認された周辺ほ場

ウ 調査内容

原則として以下について調査を行い、いずれかを満たしていない採種ほ場は、ほ場審査で不合格とするが、調査範囲と発生程度は必要に応じ対策チームで協議する。

(ア) 採種ほから100m以内の一般ほ場に罹病株がないこと。

(イ) 採種ほから100m～200mの一般ほ場で罹病株がある場合、その発生程度が中発生（6%）未満であること。

(6) 発生ほ場に対する指導

採種ほ、及び周辺ほ場で罹病株が確認された場合は、今後の発生拡大を未然に防止するため、以下の対策を講じる。

ア 採種部会役員及びJAは、発生ほ場周辺の菌密度を低減するため、不合格となったほ場においても、出穂期までの抜取を生産者に要請する。

イ 種子生産者は、収穫の際に採種ほとして合格したほ場の収穫物と混じることが無いよう、必ず収穫時期や収穫機を分ける等の対策を講じる。

ウ 種子生産者は、チェックリストの「収穫～乾燥～保管」に基づき、清掃や点検を徹底する。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。